

第2回経営協議会記録

日 時 平成22年11月30日(水) 10:02~12:02

場 所 柏原キャンパス事務局棟 小会議室

出席者 長尾学長

梶本, 高倉, 高橋, 竹村, 辻井, 栗林, 岩川, 木立, 成山, 尾前

以上各委員

陪席者 野口監事, 清水監事

開会に先立ち、長尾学長より議事の進め方について、開催通知の順番に進める旨の説明が行われた。引き続き、平成22年度第1回経営協議会記録(案)の確認が行われ、一部事項について修正がなされた。

確認事項 第1期中期目標期間における事業報告書について

平成22年度第1回経営協議会において持ち回り審議とすることが了承され、同審議後文部科学省に提出した本報告書について、岩川理事から報告され確認がなされた。

議題(1) 人事院勧告への対応について

岩川理事から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、役員給与規程の一部改正を平成22年12月1日適用とすることについて、また、職員の月例給及び期末・勤勉手当の改定を平成23年1月1日適用とする方針並びに昇給抑制の一部回復措置等の改正を平成23年4月1日適用とすることについて了承された。

【主な質疑】

- 12月10日に支給するいわゆるボーナスについては、支給基準日が12月1日であるので、制度的には本日(11月末日)中に労働基準監督署への届出までの改定手続きを完了しなければならないところ、本年においては、政府における人事院勧告の対応方針決定が11月1日にまで遅れ、また、国会における改正給与法案の審議の行方を注視する行程の中で、昨日まで教職員組合との協議を数回に渡って行ってきたが、残念ながら理解を得られるまでには到っていないことから、本年の12月のボーナスは、特例として現行ベースで支給することとしたい、なお、早急に教職員組合との協議を行い、月例給及びボーナスの取り扱いについては、平成23年1月1日で適用する方針であるとの説明が岩川理事よりなされた。
- 役員月の月例給等の改正は本年12月1日適用で、職員のこれら改定が12月1日適用とならないことの理由の主体は、国における改正給与法案の取り扱いを推料しながらの判断となったことに加え、今後の政府における公務員給与をめぐる対応方針や政府予算案における運営費交付金の減額措置等、本学の経営に密接に関係する懸念要素にかんがみ、まず、良好な労使関係の維持を最優先させたということであるとの説明が岩川理事よりなされた。
- 「人事院勧告に準拠する」ことについて、教職員組合との間でどのようなコンセンサスがあるのかとの質疑に対して、勧告準拠が法令で定められているのではないが、本学では法人化以降、人事院勧告の内容に概ね倣った給与等の制度となっており、引き続きその方針で処していくこととしている、それらのことは教職員組合には機会あるごとに説明しているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- 「準拠」という用語は、しばしば解釈に齟齬を来すことがあるので、あらかじめ「準拠」という用語についてコンセンサスを得ておくことが必要ではないかとの意見がなされた。

議題(2) 平成22年度予算(第1次補正)について

尾前管理部長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

【主な質疑】

- ・ 次年度以降の教員免許更新制の動向について質疑がなされ、当面は現状の制度が継続されるのではないかと思料しているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 本学は免許状更新講習に力を入れているが、これは本学の特徴であり、評価できる点だと思う。発信する大教大として、積極的に広報をし、発信していくべきであるとの意見がなされた。
- ・ 免許状更新講習を担当する教員への手当について質疑がなされ、担当教員に対して相応の手当を支給しているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 免許状更新講習を本学の特色としていくなれば、担当する教員への手当は充実させるべきではないのかとの質疑に対して、教育大学の教員にとって免許状更新講習は本務と考えており、教員に対してもそのように理解いただくように説明しているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 本学の免許状更新講習はすべて常勤の教員で対応しているのかとの質疑に対して、そうであるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 教員にとって免許状更新講習は負担とはならないのかとの質疑に対して、教養学科を含め全学で対応できる体制にしたので、特定の教員にのみ負担が生じることはないと考えているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 教員免許更新制については本学の意見等を社会に発信し、イニシアティブを発揮していただきたいとの意見がなされた。
- ・ 本学の免許状更新講習の評価について質疑がなされ、受講者のアンケートを見る限り、受講して良かったという回答が90パーセントを超えているとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 免許状更新講習には、教員の資質能力の向上という積極的な意味だけでなく、底辺を無くしていくというような消極的な意味もあるかと思う。積極的な意味では今後もまだ課題はあるだろうが、免許状更新講習により、教員の意識変革を促すような効果も期待したいとの発言がなされた。
- ・ 本学の免許状更新講習をさらに発展させ、教員の資質能力の向上策全体に対する発信も期待しているとの発言がなされた。

報告事項（1）平成21年度業務実績に関する評価について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

- ・ 本評価制度は水準評価ではなく達成度評価であることを踏まえ、高い目標を掲げた本学の評価結果としては、是とするものであろうとの発言がなされた。
- ・ 達成度評価は本来は外部に公開することが目的なのではなく、プラン・ドゥ・チェック・アクションのサイクルに組み込んで、どのように回していくのが重要となるものである。したがって、自己点検評価と本評価のような外部評価による2つのサイクルを調和させながら回していくことが、大学の管理運営及び経営の基本となるとの発言がなされた。

報告事項（2）平成23年度概算要求について

長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

- ・ 国立大学法人は、国立だからといって安穩とはしてられない時代となったことを自覚しなければならず、本学も教員養成の中核大学を謳うのであれば、そのことを自覚して改革に取り組んでいただきたいとの発言がなされた。
- ・ 形式的な達成度評価よりも、その大学が社会の中でどれだけのニーズがあるかということが重要であり、それが評価されない大学は淘汰されていくだろうとの発言がなされた。
- ・ 教育大学は教育に携わる人材を育成するという公的な責務を担っている点で、他の国立大学とは異なる部分がある。また、国立大学と私立大学との果たすべき役割の違いなどについても、今後もっと議論していかなければならないとの発言がなされた。

報告事項（3）平成21年度決算の概要について

尾前管理部長から資料に基づき報告がなされた。

【主な質疑】

- ・ 企業との共同研究等による外部資金の獲得も重要であるが、大阪教育大学としては科学研究費補助金（以下、科研費）の獲得により重点を置くべきではないかとの意見に対して、学内説明会の開催や科研費採択支援デスクの設置を行い、先般開催した全学教員会議においても、科研費の申請拡大について呼びかけを行ったところであるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 本学で科研費を申請した教員の約3分の2は交付が内定しているが、申請を行う教員は半数にも満たない現状があるとの発言が木立理事よりなされた。
- ・ 科研費の審査においては、書面の作成技術も大変重要である。技術的な指導も重要になるので、徹底して行っていただきたいとの意見がなされた。

報告事項（4）その他

- 1) 教育研究組織及び入学定員の見直しの検討状況について
長尾学長から資料に基づき報告がなされた。
- 2) 京阪奈三教育大学の連携推進について
長尾学長から資料に基づき報告がなされた。
- 3) 平成23年3月卒業（修了）予定者の就職状況について
長尾学長から報告がなされた。

以 上